

長野市福祉医療費給付金について

保健福祉部厚生課

1 福祉医療費給付金制度の概要

(1) 目的

乳幼児、障害者、父子家庭の父子及び母子家庭の母子等の健康の保持及び生活の安定に寄与するため、福祉医療費給付金を支給し、もって福祉の増進を図ることを目的とする。

(2) 対象者 (平成21年3月末現在)

対象者	人数
乳幼児(就学前まで)	19,411
障害児	651
障害者	4,831
65歳以上重度障害者	7,041
母子家庭の母子	7,147
父子家庭の父子	472
老人(69歳、低所得)	8
計	39,561

(3) 給付内容

保険診療の一部負担金から、高額療養費、付加給付、1レセプトあたり300円を差し引いた額を給付

(4) 給付のしくみ

資格取得申請後、福祉医療費受給者証発行。受給対象者が長野県内の医療機関等に受給者証を提示、一部負担金を支払う。医療機関等から提供される情報に基づき、給付金を毎月28日に給付(口座振込)

(5) 事業の運営に要する予算(21年度)

扶助費(給付金) 15億1,085万円

その他事務費 1億6,805万円

県の要綱に定める要件に該当する場合、県から市へ補助金が支出される。

2 諮問内容と答申の予定時期

(1) 受益者負担金について

平成21年8月

(理由)長野県福祉医療費給付事業検討会において、受益者負担金が1レセプトあたり300円から500円に上げることが決定された(平成21年10月実施)。

(2) 所得制限のあり方について

平成23年1月まで

(理由)平成19年度「長野市社会福祉審議会」の答申により、「所得制限のあり方」について、今後検討を行うもの。

(3) 福祉医療制度全般の見直しについて

平成23年1月まで

(理由)県の動向を踏まえながら、福祉医療制度全般の見直しを図るもの(長野県福祉医療費給付事業検討会が市町村の意向調査により見直しを検討している)。

